安城市多文化共生懇話会会則

(名称)

第1条 本会は、「安城市多文化共生懇話会」(以下「懇話会」という。)と称す る。

(目的)

- 第2条 懇話会は、多文化共生社会の実現のため、次に掲げる事項について意見交 換等を行うものとする。
 - (1) 安城市多文化共生プランの進捗状況に関する事項
 - (2) 外国人市民の現状及び課題に関する事項
 - (3) 外国人市民が抱える問題及びその対応に関する事項
 - (4) 多文化共生社会づくりに向けた施策の在り方に関する事項 (組織)
- 第3条 懇話会は、次に掲げる者(以下「会員」という。) 20人以内で組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 外国人雇用企業関係者
 - (3) 地域活動関係者
 - (4) 多文化共生活動関係者
 - (5) 教育関係者
 - (6) 外国にルーツを持つ市民
 - (7) 公募による市民
 - (8) その他懇話会が必要と認める者

(任期)

第4条 会員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が会員のうちから指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 2 懇話会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、市民生活部市民協働課に置く。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会が別に定める。

附則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。